

○教育キャンプ実施運営要綱

平成16年11月 1 日
教育委員会告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市における青少年の健全育成を図るため、岩倉峡公園キャンプ場条例（平成16年伊賀市条例第213号。以下「条例」という。）及び岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則（平成16年伊賀市規則第182号。以下「規則」という。）に基づいて岩倉峡公園キャンプ場を利用し、教育キャンプを実施するうえでその運営に必要な事項を定めるものとする。

(期間)

第2条 教育キャンプの実施期間は、3月15日から12月15日までとする。

(教育キャンプ実施者の範囲)

第3条 教育キャンプを実施する者（以下「実施者」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の団体・グループ及びサークル
- (2) 青少年を対象とする指導者のグループ
- (3) その他伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者
(実施計画書の提出)

第4条 教育キャンプを実施しようとする者は、教育キャンプ実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）及び教育キャンプ実施にかかる確認書（様式第2号）を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の規定により提出された計画書を審査し、適当であると認めるときは、当該計画書により実施されるキャンプを教育キャンプと認定する。

(実施者の心得)

第5条 実施者は、条例及び規則に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。
- (2) 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。
- (3) 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。
- (4) 火災、盗難等の予防に努めること。
- (5) 職員の指示に従うこと。
- (6) 傷病及び感染症等の予防に努めること。
- (7) 前各号のほか、委員会の指示する事項

附 則

この告示は、平成16年11月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

教育キャンプ実施計画書

実施 団体名				団体 責任者	住所	
					氏名	
実施 目的						
実施 月 日	前 月 日午 時 分から			前 月 日午 時 分まで		
参加者 の構成	幼 児	小学生	中学生	青年・一般	指導者	計
	名	名	名	名	名	名
教育キャンプ生活プログラム						
日 時	行 事			日 時	行 事	
教育キャンプの実施にあたり、上記のとおり計画書を提出します。						
年 月 日						
実施責任者 _____						
連絡先 (TEL) ()						
伊賀市教育委員会様						
第 号						
上記計画に基づき実施するキャンプを教育キャンプと認めます。						
年 月 日						
伊賀市教育委員会						

様式第2号（第5条関係）

教育キャンプ実施にかかる確認書

教育キャンプの実施にあたり、教育キャンプ実施運営要綱第5条に規定する下記事項を遵守します。

- （1） 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。
- （2） 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。
- （3） 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。
- （4） 火災、盗難等の予防に努めること。
- （5） 職員の指示に従うこと。
- （6） 傷病及び感染症等の予防に努めること。
- （7） 前各号のほか、委員会の指示する事項

上記の遵守事項に違反したときは、今後、当団体又は私が提出する教育キャンプ実施計画書が、教育キャンプに認定されないことがあっても異議はありません。

年 月 日

実施団体
実施責任者 署名

伊賀市教育委員会 様